

2022年1月19日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG

**株式会社東京機械製作所の2022年1月17日付け「質問及び通告書」に対する  
通知書の送付について**

当社は、2022年1月14日付け当社ホームページ開示「株式会社東京機械製作所の筆頭株主である当社らの今後の方針について(2)」(以下「ADCHP 開示 (1/14)」といいます。)でお知らせしたとおり、アジアインベストメントファンド株式会社(以下「アジアインベストメントファンド」といい、当社と併せて「当社ら」といいます。)とともに、東京機械製作所の筆頭株主として、東京機械製作所の代表取締役に対し、株券等保有割合を32.72%以下まで減少させた後速やかに、取締役の選解任等を目的事項とする臨時株主総会の招集請求をすることを決定しました。

また、同日、東京機械製作所の株主の皆様へ、東京機械製作所の現経営陣と当社らのいずれが東京機械製作所の企業価値・株主価値を向上することができるかを御判断いただく際の判断材料としていただくため、当社ホームページ開示書面「株式会社東京機械製作所の経営計画について」(以下「ADC 経営計画」といいます。)を開示・公表しました。

これに対して、当社らは、同月17日、東京機械製作所から、同日付け「貴社らが開示した「東京機械製作所の経営計画について」と題する資料に関する資料及び通告書」(以下「TKS 書面 (1/17)」といいます。)を受領しました。

当社らは、本日、東京機械製作所に対し、通知書を送付し、以下のとおり TKS 書面 (1/17) に対する回答を行い、併せて質問をいたしましたので、お知らせします。

1. 質問事項に対する回答

当社らは、2022年1月14日にホームページ上で開示・公表した ADC 経営計画において、当社らが株券等保有割合を32.72%に減少させるべく準備中であること、減少方法として相対取引による東京機械製作所の株式の売却(以下「本相対取引」といいます。)を予定し、近日中に売却先候補者との条件合意を予定していることを説明しました。また、当社らは、同日、ADCHP 開示 (1/14) において、「減少方法については、証券取引市場における需給バランスなどを考慮し、相対取引による売却を予定しています。既に複数の売却先候補者との間で協議を進めていて、現在は最終的な取引条件の交渉中であり、近日中に合意が成立する見込みです。」と説明しました。

このことに関し、東京機械製作所は、当社らに対し、TKS 書面 (1/17) において、本相対取引の詳細について、質問しています。

当社らといたしましても、当社らが東京機械製作所に提出した2021年11月17日付け誓約書（以下「本誓約書」といいます。）による誓約事項を遵守するため、東京機械製作所及びその独立委員会に対し、本相対取引の具体的内容を明らかにすることを予定しています。

もともと、当社らは、ADC経営計画及びADCHP開示（1/14）で説明したとおり、複数の売却先候補者との間で協議を進めている段階であり、未だ合意に至っていないため、現時点で本相対取引について開示できる情報はございません。そこで、今後、本相対取引について、売却先候補者との間で合意に至り、その具体的内容を開示することができる状況に至った場合には、改めて連絡することとしておりますので、その旨を回答しました。

また、当社らが東京機械製作所及びその独立委員会に対して、明らかにすべき具体的事項をあらかじめ列挙することを求めています。

## 2. その他のTKS書面（1/17）の記載について

### (1) 臨時株主総会招集請求権の行使について

東京機械製作所は、「本誓約文言から明らかなおと、2022年2月28日（2021年8月30日から6ヶ月以内）までは臨時株主総会招集請求を行使しないことが誓約の内容となっており、仮に、2022年2月28日より前に、臨時株主総会招集請求を行使した場合には本誓約書違反となります」と記載していますが、当社らが臨時株主総会招集請求権の行使を制約されるのは、株券等保有割合を32.72%以下にまで減少させるまでの間であり、上記記載は、東京機械製作所の代理人弁護士が東京高等裁判所に提出した主張書面（抗告審答弁書）の記載と明らかに矛盾しています。

東京機械製作所が裁判所に対し、虚偽の主張をしたというわけではないと思っております（そのようなことをすれば、代理人弁護士は懲戒処分の対象にもなり得ます。）、このような矛盾する記載をしたのは、東京機械製作所の代理人弁護士が交代されたという事情があるのではないかと推察しております。そこで、当社らは、東京機械製作所に対し、裁判を担当した前任の代理人弁護士に本誓約書に関して確認することを求めました。

### (2) ADC事業計画に関する説明について

当社らは、東京機械製作所の現経営陣に対し、東京機械製作所の株式価値・企業価値を向上させるための方策（既存事業・新規事業それぞれに関する事業計画等）について積極的な提案をさせていただくために、面談の実施を求めておりました。

これに対し、東京機械製作所の現経営陣が、早期の面談実現を予定しておらず、策定中の事業計画の中に、当社らの提案内容を含めることを全く念頭に置いていないことを明らかにしたことから、当社らは、やむを得ず、面談の実施に先行して、ADC事業計画を開示・公表しました。

当社らとしましては、東京機械製作所の現経営陣が、当社らとの面談に応じていただけるということであれば、面談の場で、ADC事業計画について具体的な根拠を含めて説明することを予定しておりましたので、そのことを通知しました。

### (3) その他、憶測に基づく誹謗中傷を止めていただきたいこと

東京機械製作所の TKS 書面 (1/17) には、あたかも当社らが法令違反を行っていると思われ、受け止められるような憶測に基づく誹謗中傷が散見されるため、このような開示は即刻止めること、及び開示前に法務チェックを徹底すること（おそらく、弁護士のチェックを経ないまま開示したと思われましたので。）を求めました。

## 3. 臨時株主総会について

当社らは、東京機械製作所の現経営陣との間で、東京機械製作所の経営支配権をめぐる紛争が顕在化した以上は、東京機械製作所の株主の皆様、東京機械製作所の現経営陣と当社らのいずれが東京機械製作所の企業価値・株主価値を向上することができるかについて、御判断をいただくのが最善であると考えており、そのために、東京機械製作所の筆頭株主として、東京機械製作所の代表取締役に対し、株券等保有割合を 32.72%以下まで減少させた後速やかに、取締役の選解任等を目的事項とする臨時株主総会の招集請求をすることを決定しました。臨時株主総会においては、次に挙げる 2 点についても、東京機械製作所の株主の皆様、御判断いただく際の判断材料になることから、東京機械製作所の現経営陣に見解を示していただきたいと考えております。

### (1) 原価割れ（赤字受注）について

まず、ZAITEN 2021 年 12 月号 34 頁「財務諸表から見える"不可思議な決算" 東京機械「乗っ取り騒ぎ」の強い違和感」と題する記事には、以下の記述があります。

- ▶ 東京機械製作所は長年、巨額の赤字を垂れ流す放蕩経営を続け、2008 年~16 年 3 月期まで 8 期連続の営業赤字であり、定期的に不動産を売却、益出しすることで辛うじて 3 期連続の純損失を免れるような状態であった。
- ▶ その赤字決算の主因は、売上高が売上原価を下回る「原価割れ」であるが、東京機械製作所の輪転機は、1 台当たりの価格が巨額で、7 億~10 億円程度と考えられ、当然、見込み生産ではなく、新聞社から注文を受け、自社工場で数カ月間にわたって製造し、新聞社に納入する受注生産である。
- ▶ 受注生産の場合、注文を受ける前段で、一定の利益を確保した見積もりを提示するため、原価割れは通常起こりえない。ゼネコンの下請けなどが「赤字受注」を強いられることがあるが、往々にして発注者側の力が強すぎるといった背景がある。東京機械においても同じ状況が考えられる。その赤字受注を強いている顧客こそ、新聞社である。

これに対して、東京機械製作所の現経営陣は、上記記事について何ら説明をしていないため、事実関係について明らかにしていただきたいと考えております。

### (2) 特別損失の計上について

次に、東京機械製作所は、2022年1月14日付け東証適時開示「営業外収益及び特別損失の計上に関するお知らせ」において、当社らとの係争及び関連する株主対応等の費用として、訴訟関連費用113百万円及びアドバイザー費用264百万円を特別損失に計上したことを明らかにしています。

このことについても、各費用（訴訟関連費用113百万円及びアドバイザー費用264百万円）の内訳（支出先、支出の内容（目的））、並びに、当該支出をするに当たりどのような判断過程を経たのかについて明らかにしていただきたいと考えております。

#### 4. 別紙資料について

別紙1：当社らが2022年1月17日付けで東京機械製作所から受領した「貴社らが開示した「東京機械製作所の経営計画について」と題する資料に関する質問及び通告書」

別紙2：当社らが本日付けで東京機械製作所に送付した「通知書」

以 上

2022年1月17日

アジアインベストメントファンド株式会社 御中  
アジア開発キャピタル株式会社 御中

株式会社東京機械製作所  
代表取締役社長 都並 清史



## 貴社らが開示した「東京機械製作所の経営計画について」と題する資料に関する質問及び通告書

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社らが、2022年1月14日、アジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といいます。）のホームページにおいて開示しました「東京機械製作所の経営計画について」と題する資料（以下「本開示資料」といいます。）に関して、法令及び貴社らが2021年11月17日付けで当社に提出をした誓約書（以下「本誓約書」といいます。）の遵守状況の確認の観点から、貴社らに対して下記の事項について質問及び通告をいたします。なお、質問につきましては、2022年1月19日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 貴社らが予告している当社株式の売却に関する質問

貴社らは、本開示資料において、当社株式について、株券等保有割合を32.72%に減少させるべく準備をしており、当該減少方法としては、相対取引（以下「本相対取引」といいます。）による売却を予定しており、近日中に売却先との条件合意を予定している旨（以下「本記載」といいます。）を記載しております。

貴社らが現在所有している当社株式を、株券等保有割合を32.72%に減少させるためには、議決権ベースで5%以上の当社株式の売却（買主からすれば取得）を行うこととなりますが、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）上、議決権ベースで5%以上となる当社株式の買集めは、インサイダー取引規制の対象となる「公開買付け等」に該当します（金商法167条1項、金商法施行令31条）。したがって、本記載は、本相対取引の内容次第では、インサイダー取引規制の対象となる「公開買付け等」に該当する可能性があるところ、かかる場合には、貴社らは、当社株式に係るインサイダー取引規制の対象となる情報を、法令に定

められる適切な公表措置を行うことなく、不特定多数が閲覧するホームページにおいて漫然と開示していることとなります。さらに、当該ホームページを閲覧した者は、公開買付者等関係者（金商法 167 条 1 項 4 号参照）に該当すると考えられる貴社らから情報を受領した者（金商法 167 条 3 項）として、インサイダー取引規制の規制対象者に該当することとなるため、これらの者による当社株式の買付け等はインサイダー取引規制違反を構成することとなります。このように、貴社らの開示は、当社株式を取引する投資家の皆様の法令遵守の観点から極めて問題があります。以上の状況に鑑み、買集めの対象となっている株式の発行者である当社としては、このような不確実な状況により、投資家の皆様による取引の適法性が害されないよう、本相対取引の詳細を確認し、これを適切に開示する必要があると考えております。

また、本相対取引は、取引の手法・内容及び取引当事者の属性次第では、「有価証券の売出し」（金商法 2 条 4 項柱書）に該当する可能性があります。仮に本相対取引が「有価証券の売出し」に該当する場合、当社には、金商法上、有価証券通知書の提出義務及び目論見書の作成義務が生じることとなります。したがって、上記インサイダー取引規制の点に加え、当社の法令遵守の観点から、本相対取引が「有価証券の売出し」に該当するか否かを確認するため、本相対取引の詳細を確認する必要もあると考えております。なお、有価証券の募集・売出しのために風説を流布し、偽計を用いることは禁じられているところ、本開示資料において、当社の現在の事業となんら繋がりのない新規事業の立ち上げにより 3 年後に 1 千億円の売上げを計上する旨の計画を敢えて開示することは投資家をミスリードしかねないものであると考えております。

さらに、当社は、2021 年 11 月 25 日付け「（開示事項の経過）新株予約権の無償割当ての実行の中止に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同日付けで、同年 8 月 30 日に当社取締役会で決議した第 1 回 A 新株予約権（無償割当て決議後の訂正内容及び未確定事項の確定内容を含み、以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）の実行を中止しておりますが、その前提として、貴社らが本誓約書に違反したときには、当社が、改めて株主総会の決議を経ることなく、当社取締役会限りで、貴社らに対して、本新株予約権の無償割当て同様の対抗措置を講じることとしており、当社は、貴社らによる本誓約書の遵守状況（大規模買付行為等の定義に規定される「特定株主グループ」による当社株式の保有状況を含みます。）について継続して確認を行うこととしております。

そして、貴社らは、本誓約書において、「当社らの株券等保有割合（本新株予約権発行要項第 10 項(a)に定める非適格者に該当する者を共同保有者とみなして算定を行う等の所要の調整を行う。）を 2021 年 8 月 30 日から 6 ヶ月以内に 32.72%まで減少させる（それまでの間においては、臨時株主総会招集請求を行使しない）こと」（以下「本誓約文言」といいます。）を誓約しておりますが、貴社らが、かかる株券等保有割合を減少させるために当社株式を売却するに当たって、貴社らの関係者その他の非適格者（本新株予約権発行要項第 10

項(a)に定める意味を有します。)に当社株式を売却した場合には、当該関係者の保有する当社株式も、引き続き貴社らの株券等保有割合の計算に含まれること等により、結果的に本誓約書を遵守していないことになる可能性もあります。したがって、当社としては、上記の法令遵守の観点に加え、本誓約書の遵守状況の確認の観点からも、本相対取引による売却が、本誓約書に記載の株券等保有割合の減少に該当するか否かの確認が必要であると考えております。

なお、アジア開発キャピタルが2022年1月14日付けで開示した「株式会社東京機械製作所の筆頭株主である当社らの今後の方針について(2)」においては、「東京機械製作所の筆頭株主として、東京機械製作所の代表取締役に対し、株券等保有割合を32.72%以下まで減少させた後速やかに、取締役の選解任等を目的事項とする臨時株主総会の招集請求をすることを決定しました。」との記載があります。貴社らは、当社株式について、株券等保有割合を32.72%以下まで減少させる前から、臨時株主総会の招集請求をする旨を再三にわたって主張し続け、加えて、貴社らが要求していた当社及び当社労働組合と当社らとの対話について、当社において、フェア・ディスクロージャー・ルールとの関係から、当社の中期事業計画の公表及び2022年3月期第3四半期決算発表の後の適切な時期に、他の機関投資家等と併せて対話を実施する旨回答していたにも拘らず、かかる正当な理由に基づく対話の時期に関する設定を理由として一方的に臨時株主総会の招集請求を決定したとすることで、当該招集請求権の行使を当社に対する圧力的手段として用いている点で、「不当な強要」に当たるほか、株主権の濫用と評価せざるを得ませんが、それをひとまず措くとしても、例えば、貴社らと本相対取引の買主が、上記臨時株主総会における議決権の行使等について合意(口頭合意や黙示合意を含みます。)を行っているような場合には、当該買主は、貴社らの共同保有者(金商法27条の23第5項)ないし特別関係者(金商法27条の2第7項2号)として、上記「非適格者」に明確に該当することになります。また、かかる場合においては、本相対取引の実行により、本相対取引の買主とその特別関係者である貴社らの株券等所有割合の合計が3分の1を超えることとなることがほぼ確実であるため、公開買付けによらずに本相対取引を実施することは、公開買付規制違反を構成することになります。したがって、法令遵守の観点から、本相対取引の詳細を確認させていただく必要があると考えておりますが、本相対取引の買主におかれては公開買付規制に違反することのないよう対応いただくよう、ここに注意喚起するとともに、当該違反の疑義が生ずる場合には、公開買付制度を所管する金融庁にも適切な情報提供を行ってまいります。

以上から、当社は、貴社らに対して、貴社らが予定している本相対取引の詳細(取引の相手方の詳細(貴社らとの関係性を含みます。)、譲渡株式数、譲渡代金、契約締結日、譲渡実行日、当社株式に係る処分や議決権行使に関する合意の有無及び内容その他の取引条件を含みます。)について、本書をもって、質問をいたしますので、2022年1月19日までにご

回答をお願い申し上げます。

## 2. 貴社らに対する通告

当社は、上記1. のとおり、貴社らに対して、本相対取引の詳細について質問をしておりますが、当該質問に対する回答や回答状況次第では、本誓約書の遵守とは認めることができず、対抗措置の発動を検討せざるを得ないものと考えておりますことを、本書をもって、通告いたします。

また、上記1. のとおり、アジア開発キャピタルが2022年1月14日付けで開示した「株式会社東京機械製作所の筆頭株主である当社らの今後の方針について(2)」において、「東京機械製作所の筆頭株主として、東京機械製作所の代表取締役に対し、株券等保有割合を32.72%以下まで減少させた後速やかに、取締役の選解任等を目的事項とする臨時株主総会の招集請求をすることを決定しました。」との記載がありますが、本誓約文言から明らかなおとおり、2022年2月28日(2021年8月30日から6ヶ月以内)までは臨時株主総会招集請求を行使しないことが誓約の内容となっており、仮に、2022年2月28日より前に、臨時株主総会招集請求を行使した場合には本誓約書違反となりますので、その旨も併せて、本書をもって、通告いたします。

敬具

2022年1月19日

株式会社東京機械製作所  
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウゼン  
アジア開発キャピタル株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウゼン



### 通知書

冠省 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社らは、貴社から受領しました2022年1月17日付け「貴社らが開示した「東京機械製作所の経営計画について」と題する資料に関する質問及び通告書」（以下「TKS 書面（1/17）」といいます。）に関して、以下のとおり通知します。

#### 1. 質問事項に対する回答

当社らは、2022年1月14日にホームページ上で開示・公表した「東京機械製作所の経営計画について」（以下「ADC 経営計画」といいます。）において、当社らが株券等保有割合を32.72%に減少させるべく準備中であること、減少方法として相対取引による貴社株式の売却（以下「本相対取引」といいます。）を予定し、近日中に売却先候補者との条件合意を予定していることを説明しました。また、当社らは、同日のホームページ開示書面「株式会社東京機械製作所の筆頭株主である当社らの今後の方針について(2)」（以下「ADCHP 開示（1/14）」といいます。）において、「減少方法については、証券取引市場における需給バランスなどを考慮し、相対取引による売却を予定しています。既に複数の売却先候補者との間で協議を進めていて、現在は最終的な取引条件の交渉中であり、近日中に合意が成立する見込みです。」と説明しました。

このことに関し、貴社は、当社らに対し、TKS 書面（1/17）において、本相対取引の詳細について、質問しています。

当社らといたしましても、当社らが貴社に提出した2021年11月17日付け誓約書（以下「本誓約書」といいます。）による誓約事項を遵守するため、貴社及び貴社独立委員会に対し、本相対取引の具体的内容を明らかにすることを予定しています。

もっとも、当社らは、ADC 経営計画及び ADCHP 開示（1/14）で説明したとおり、複数の

売却先候補者との間で協議を進めている段階であり、未だ合意に至っていないため、現時点で本相対取引について開示できる情報はございません。今後、本相対取引について、売却先候補者との間で合意に至り、その具体的内容を開示することができる状況に至った場合には、改めて御連絡いたします。

つきましては、当社らが貴社及び貴社独立委員会に対して、明らかにすべき具体的事項をあらかじめ列挙していただきますようお願い申し上げます。

## 2. その他のTKS書面（1/17）の記載について

### (1) 臨時株主総会招集請求権の行使について

貴社は、「本誓約文言から明らかなとおり、2022年2月28日（2021年8月30日から6ヶ月以内）までは臨時株主総会招集請求を行使しないことが誓約の内容となっており、仮に、2022年2月28日より前に、臨時株主総会招集請求を行使した場合には本誓約書違反となります」と記載していますが、当社らが臨時株主総会招集請求権の行使を制約されるのは、株券等保有割合を32.72%以下にまで減少させるまでの間であり、上記記載は、貴社の代理人弁護士が東京高等裁判所に提出した主張書面（抗告審答弁書）の記載と明らかに矛盾しています。

貴社が裁判所に対し、虚偽の主張をしたというわけではないと思いますので、このような矛盾する記載をしたのは、貴社の代理人弁護士が交代されたという事情があるのではないかと推察いたします。つきましては、裁判を担当した代理人弁護士に御確認いただければと思います。

### (2) ADC事業計画に関する説明について

当社らは、貴社の現経営陣に対し、貴社の株式価値・企業価値を向上させるための方策（既存事業・新規事業それぞれに関する事業計画等）について積極的な提案をさせていただくために、面談の実施を求めておりました。

これに対し、貴社の現経営陣が、早期の面談実現を予定しておらず、策定中の事業計画の中に、当社らの提案内容を含めることを全く念頭に置いていないことを明らかにしたことから、やむを得ず、面談の実施に先行して、ADC事業計画を開示・公表しました。

貴社の現経営陣が、当社らとの面談に応じて当社らの提案を真摯に御検討いただけるということであれば、面談の場で、ADC事業計画について具体的な根拠を含めて説明いたします（当社らは、繰り返し面談を求めておりましたのは、その説明のためであり、既に説明の準備ができております。）。

### (3) その他、憶測に基づく誹謗中傷を止めていただきたいこと

貴社の TKS 書面 (1/17) には、あたかも当社らが法令違反を行っているを受け止められるような憶測に基づく誹謗中傷が散見されますが、このような開示は即刻止めてください。従前に比して内容が悪質になったと言わざるを得ませんが、これも貴社における代理人弁護士との交代が影響しているものではないでしょうか。開示前に法務チェック（少なくとも弁護士によるリーガル・チェックは必須と思われます。）を徹底していただくようお願い申し上げます。

## 3. 臨時株主総会について

当社は、貴社の現経営陣との間で、貴社の経営支配権をめぐる紛争が顕在化した以上は、貴社の株主の皆様、貴社の現経営陣と当社らのいずれが貴社の企業価値・株主価値を向上することができるかについて、御判断をいただくのが最善であると考えており、そのために、貴社の筆頭株主として、貴社の代表取締役に対し、株券等保有割合を 32.72%以下まで減少させた後速やかに、取締役の選解任等を目的事項とする臨時株主総会の招集請求をすることを決定しました。臨時株主総会においては、次に挙げる 2 点についても、貴社の株主の皆様へ御判断いただく際の判断材料になることから、貴社の御見解を伺いたいと考えております。

### (1) 原価割れ（赤字受注）について

まず、ZAITEN 2021 年 12 月号 34 頁「財務諸表から見える"不可思議な決算" 東京機械「乗っ取り騒ぎ」の強い違和感」と題する記事には、以下の記述があります。

- ▶ 東京機械製作所は長年、巨額の赤字を垂れ流す放蕩経営を続け、2008 年～16 年 3 月期まで 8 期連続の営業赤字であり、定期的に不動産を売却、益出しすることで辛うじて 3 期連続の純損失を免れるような状態であった。
- ▶ その赤字決算の主因は、売上高が売上原価を下回る「原価割れ」であるが、東京機械製作所の輸転機は、1 台当たりの価格が巨額で、7 億～10 億円程度と考えられ、当然、見込み生産ではなく、新聞社から注文を受け、自社工場で数カ月間にわたって製造し、新聞社に納入する受注生産である。
- ▶ 受注生産の場合、注文を受ける前段で、一定の利益を確保した見積もりを提示するため、原価割れは通常起こりえない。ゼネコンの下請けなどが「赤字受注」を強いられることがあるが、往々にして発注者側の力が強すぎるといった背景がある。東京機械においても同じ状況が考えられる。その赤字受注を強いている顧客こそ、新

聞社である。

これに対して、貴社の現経営陣は、上記記事について何ら説明をしていないため、事実関係について明らかにしていただきたいと考えております。

(2) 特別損失の計上について

次に、貴社は、2022年1月14日付け東証適時開示「営業外収益及び特別損失の計上に関するお知らせ」において、当社らとの係争及び関連する株主対応等の費用として、訴訟関連費用113百万円及びアドバイザー費用264百万円を特別損失に計上したことを明らかにしています。

このことについても、各費用（訴訟関連費用113百万円及びアドバイザー費用264百万円）の内訳（支出先、支出の内容（目的））、並びに、当該支出をするに当たりどのような判断過程を経たのかについて明らかにしていただきたいと考えております。

以 上